

令和6年第9回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年12月11日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一	2番	村田薫
3番	鈴木正洋	4番	藤原政春
5番	高山茂雄	6番	高橋邦武
7番	深澤均	8番	伊藤福章
9番	高橋正和	10番	泉美和子
11番	深沢義一	12番	熊谷良夫
13番	澁谷俊二	14番	長谷川幸子
15番	鈴木良勝	16番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

---

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（森元淑雄） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

---

◇泉 美和子 議員

○議長（森元淑雄） 最初に、10番、泉 美和子議員の一般質問を許可いたします。泉 美和子議員は登壇願います。

（10番 泉 美和子議員 登壇）

○10番（泉 美和子） おはようございます。通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、暮らし応援の物価高騰対策を求めて質問いたします。

物価高が続き、実質賃金が減少し続ける下で町民の暮らしは困難さを増しています。買物するたびに食料品の値上げを実感する。何でも値上げでやりくりが大変という声が後を絶ちません。また、暖房が欠かせない季節となり、灯油代など光熱費の負担も大きくなります。住民の暮らしを支える物価高騰対策が早急に求められていると思います。

政府が閣議決定した新たな経済対策では、重点支援地方交付金について、低所得世帯支援枠の追加と推奨事業メニュー枠の追加が明記されました。それぞれの交付限度額は補正予算案の編成を踏まえ、後日通知するとしたものの、自治体に対し可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう要請しています。

町ではどのような検討をしているのかお伺いいたします。

推奨事業メニュー枠に新たに追加された灯油支援について、これから厳冬期を迎えるに当たり、ぜひ実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

政府が11月22日に閣議決定した国民の安心・安全と持続可能な成長に向けた総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加する旨が盛り込まれ、内閣府地方創生推進室から同日、同交付金を活用した支援について、可能な限り早期の予算化と対策の早期執行に向けた検討の依頼がありました。

同交付金の追加を含む令和6年度補正予算案については、11月29日に閣議決定され、現在国会で審議されております。

本町では、これを受け、国の補正予算成立後早期に補正予算案を編成するべく、県の検討状況を注視しながら、推奨事業メニューを参考に事業検討に着手しているところです。

しかし、交付金の額が明示されていないことから、どういう内容にどのくらいの規模で対応できるか予見できず、現時点で具体内容をお示しすることができません。

また、議員ご質問の灯油支援についてですが、議員ご説明のとおり、国の推奨事業メニューの中に例示されております。

その中で、住民税非課税世帯に対する灯油などエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う支援については、低所得世帯支援枠での現金給付によって支援を行うと記載されており、推奨事業メニューにあるエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援では、住民税非課税世帯を含まない整理になっていることから、町として事業展開する場合には、対象世帯の整理が必要となります。

今後県の対応方針なども情報収集しながら、町の対応を決めてまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子議員の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 具体的にはこれからということなので、要望になりますけれども、こういうような支援は、これまで住民税非課税世帯が主だったものですが、今町長答弁にもありましたけれども、ぜひそれだけでなく拡大をして、例えば住民税非課税世帯の中であれば、均等割を課税されているところまで広げるとか、あとは、この物価高は多くの世帯に影響があるものです

ので、ぜひ全世帯に行き渡るような支援策もぜひ検討していただきたいと思いますが、そのことについてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまのご要望という内容のご質問ですが、いずれ、現在町として具体の検討をしているところでありますが、その内容までお示しできません。

ただ、これまでも美郷町の様々な対応を議員ご承知としますので、そうした対応の延長線にあることは申したいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子） 国保税の負担軽減を求めて質問いたします。

様々な税金や社会保険料の中でも負担が重いのが国保税です。税率の引下げと子供の均等割の減免を求めて、これまでも度々質問してきましたが、物価高騰が町民生活に深刻な影響を及ぼしている下で、高過ぎる国保税の支払いは、国保加入世帯に重い負担となっています。

あらゆる財政措置で来年度はぜひとも国保税を引き下げ、住民の負担軽減を図るべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

子供の均等割の軽減については、これまでも所得のない子供からも均等割を徴収し、子供の多い世帯ほど保険税が高くなることから、子育て支援に逆行することなどの問題点を指摘し、軽減拡大を求めてきました。

町長の答弁は、一貫して財政負担も含め国の施策として実施されるべきものとのことでしたが、国がやらないところを自治体が補って、住民の暮らしを守っていくことが今本当に求められているのではないのでしょうか。

子供の均等割の軽減について、町独自で18歳まで拡大した場合の人数と費用はどれくらいか伺います。

子供が成長するに従って家計への負担は重くなっていきます。子育て世帯の負担軽減を図るため、子供の均等割を減額する対象年齢を18歳まで拡大し、子供の均等割の廃止を目指すべきではないのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員も既にご承知のとおり、国民健康保険制度は財政運営の責任主体が市町村から県に変更になっており、市町村は県に国民健康保険事業費納付金を納めるため、毎年5月にその年の国民健康保険税率を試算し、必要額を確保できるよう賦課しております。

現在の税率は、平成28年度に引下げを行い、令和元年度の資産割廃止以降同じ税率を維持しております。

来年度の保険税率についても、被保険者数の減少や被保険者の所得状況、医療費の増嵩などにより繰越額が減少傾向にある中、慎重に判断してまいりたいというのが町の姿勢です。

議員ご提案のあらゆる財政措置についてですが、令和3年12月定例議会において議員からのご質問に答弁した趣旨と同様になります。令和6年3月に策定された第3期秋田県国民健康保険運営方針に「決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入れや前年度繰上充用を防止する」旨明記されており、この決算補填の概念には保険税の負担緩和を図るための繰入れも含まれることから、町単独での一般会計からの繰入れは適切でないと認識しているところです。

次に、子供の均等割の軽減についてですが、国の制度化により、令和2年度より未就学児を対象に公費による軽減を行っておりますが、18歳までを対象とすることは制度化されておらず、仮に現行制度で町が独自に議員ご提案の子供に係る均等割軽減を実施した場合、その軽減相当額は、ほかの加入者による負担となり、子供がいない世帯では保険税額が増額とになってしまう可能性があることにご理解をお願いいたします。

そこで、議員ご質問のゼロ歳から18歳までの子供に係る均等割総額ですが、対象人数は、令和6年7月の本算定時点において240人で、その想定金額は国民健康保険税条例で定める2割、5割、7割の減額措置と未就学児を対象とした減額措置を講じた後では約500万円となります。

子供の均等割軽減につきましては、本来国の制度設計と財政負担の下、先ほど議員もご紹介ありましたが、国の施策として統一的に実施されるべきものと私は考えており、これまでも県国民健康保険団体連合会等を通じ、子供に係る均等割保険税について、国の負担割合を引き上げること、また、その対象範囲の拡大を要望してきており、引き続き様々な機会を捉え国に働きかけてまいります。

なお、町では令和3年8月より医療福祉制度による子供の医療費助成を18歳到達日以降における最初の3月31日までに拡大しており、子育て世帯の負担軽減に向けた支援を実施しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子議員の再質問を許可いた

します。

○10番（泉 美和子） これまでの答弁と変わらないわけですが、私もこれまでと同じような主張をするわけですが、いろいろなこれまでの子育て支援制度、例えば学校給食費の無料化、それから子供の医療費など、いろいろな制度なかなか国がやらない。そこで、各自治体が独自に支援策を講じてきて、それが全国的に広がって行って国を動かしていくという、こういう状況にあると思います。

ですから、この子供の均等割の軽減についてもぜひ町で、以前も求めましたけれども、ぜひ県内ではまだやっていませんが、ぜひ町で始めてやっていただきたいものだと思います。

これも繰り返しになりますけれども、子供の均等割というのはやっぱり税の制度として収入のない子供からも保険税を徴収するという、この理不尽な制度であると思います。以前の質問でも町長は、国の制度だから致し方ないという答弁でありましたけれども、やっぱりこういう理不尽な制度であるというところにぜひ町長思いを深くしていただいて、子育て支援の立場からもぜひ町で県内ではじめて、別に順番を問うわけではありませんけれども、ぜひ実現していただきたいものだと思います。

もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険の思想の下制度設計され、現在運用されておりますので、理不尽な制度かどうかについて見解を述べる立場ではありませんので、その認識の共有は難しいものというように考えております。

一方、様々な子育て世帯に対する支援については、支援の仕方が様々な手法ございます。先ほど答弁で触れましたとおり、美郷町としては実際にかかる医療費について、18歳に達した年の3月31日までを対象に負担軽減をしておりますので、議員がおっしゃる子育て支援という観点では国保税の均等割だけではない部分でかなり多くあり、町はかなり実施しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで10番、泉 美和子議員の一般質問を終わります。

---

◇高 橋 邦 武 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、6番、高橋邦武議員の一般質問を許可いたします。高橋邦武議員は、登

壇願います。

(6番 高橋邦武議員 登壇)

○6番(高橋邦武) 通告に基づき、つながりが生まれる交流の創出・拡大について一般質問をいたします。

人口減少、少子高齢化が進行する中で地方の過疎化や地域産業の衰退、さらには大規模災害の対応が大きな課題となっています。

また、医療、福祉、宿泊、飲食、運輸、通信、理容、美容等の生活関連など、地方に多いサービスの生産性の低迷を克服することが必要です。

このため、国ではデジタルを最大限に活用して地域経済の活性化を図り、社会変革を実現する目的で、令和4年12月に閣議決定したデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、各分野の施策を推進しています。

町でも今年3月に第2期美郷版総合戦略を美郷町デジタル田園都市構想総合戦略に改訂しており、4つの基本目標を設定し、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口減少社会に対応できるまちづくりを進めています。

基本目標2「新たなひとの流れをつくる」では、継続的に地域に貢献する関係人口の創出、拡大を施策の1つとしており、つながりが生まれる様々な交流を推進することとしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、各種交流推進事業が頓挫するなどの多大な影響があり、ようやく交流面で回復基調にあると認識しています。

先月の町合併20周年記念パネルディスカッションが大きく報道されたとおり、民間企業との連携による交流は、町の特徴であり、多方面から評価されているポイントの1つですが、今後連携企業交流をどのように深化させ、町の産業振興に結びつけていくのかお伺いいたします。

また、交流人口や関係人口を創出し、拡大するためには、町民参加型の交流事業を推進することが必要です。

私は、令和2年12月定例会の一般質問で、企業、大学、自治体、金融機関に町民を加えた交流会を開催するなど、さらに発展させた連携を提案しましたが、今後十分に検討していく旨の答弁がありました。

そのとき、五城目町のBABAME BASEで人と人の縁を結んだら化学反応のようなものが起きたという話をしましたが、多くの人と会話することにより、新たな人の流れができる可能性がありますので、町民参加型の交流事業を実施することについてお伺いいたします。

次に、中山間地域の農業に観光や教育等の他分野を組み合わせることにより新たな農村ビジネス

の創出や交流人口の拡大を進めることが必要です。

町では、都市部からの農作業体験の受入れや友好都市との学校間交流を契機として、継続的な交流につなげるため、都市農村交流を推進しています。

今後受入れ農家の維持・拡大、移住就農による新規就農者の確保・育成、半農半Xやワーケーション、農観連携交流、農業体験つきの教育旅行、教育留学などを検討する必要があると思いますが、農作業体験の受入れ人数の増加など、都市農村交流をどのように進めていくのかお伺いいたします。

次に、国際的な視野を広げ、自国文化と異文化に対する理解を深めながら、グローバル社会で必要とされる論理的思考力や課題解決能力を育成するとともに、海外との多様な交流により町民の国際理解を促進することが求めています。

町ではALTや留学生等との交流活動により、児童生徒の異文化に対する興味関心と理解を促進するとともに、認定こども園や小中学校と国際教養大学との交流の充実を図ることとしています。

しかし、町教育委員会令和5年度事務事業点検評価では、小中学校ともに学年が上がるにつれて外国語活動や外国語への興味関心が下がる傾向にあると説明しています。

先月上小阿仁小中学校でインターナショナルデーが開かれ、ワークショップなどを通じ英語の会話に挑戦し、交流を楽しんだという新聞記事がありました。やはり、楽しいというのがキーワードだと思いますので、町内で英語を話すことができる人が増えている現状を活用し、町民や留学生を巻き込んだ交流事業ができないか、お伺いいたします。

最後に、生涯にわたり学び続けられる環境を構築するために、優れた芸術文化に親しむ機会の充実を図ることが必要です。

町では、芸術文化活動の活性化を図るため、交流自治体の芸術文化団体との人や作品を通じた交流を促進することとしています。

しかし、町教育委員会令和5年度事務事業点検評価では、成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多いという、内部評価Cに対し、現時点では評価を行わないという外部評価でありました。

内部評価の判定説明では、東京都大田区の麦わら細工サークルの作品展示の可能性を探っていくとのことでしたが、何も交流自治体に限る必要はなく、例えば、スコープ三味線や3B体操など、先進的な取組をしている団体を呼ぶ、または訪問する場合の助成で十分ではないかと思っておりますので、町民の芸術文化への理解や団体の相互交流をどのように促進していくのかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） この質問は町長及び教育長の順に答弁を求めます。はじめに、町長は登壇願います。

(町長 松田知己 登壇)

○町長（松田知己） はじめに、私から2点について答弁させていただきます。

まず、連携企業との交流についてですが、産業振興に関しては、株式会社龍角散とキキョウ栽培、株式会社山崎帝國堂とエイジツ栽培に取り組んでいることは議員ご承知のところではあります。

そのうち、キキョウについては平成30年、エイジツについては令和3年からそれぞれ出荷しております。

その栽培農家についてですが、キキョウは7戸、1,900平方メートルから始まり、現在は16戸、9,120平方メートルまで拡大しており、また、エイジツは現在8戸、7,658平方メートルとなっております。企業交流の結果、栽培農家の営農展開に寄与しているところです。

交流による産業振興に関してですが、キキョウ、エイジツに加え、現在新たな作目としてカンゾウ栽培も取り組める環境が整いましたので、今後栽培作目を増やしながらか栽培農家及び栽培面積の拡大について企業との交流結果を産業振興につなげてまいりたいと存じます。

また、美郷雪華については、本年7月に株式会社テクノブルと美郷雪華生産組合、町の3者で生産委託契約を行い、令和7年度以降年間100キロ単位で美郷雪華の花穂を買い取るようになっていくことは議員ご承知のところではあります。

現在美郷雪華生産組合では3戸、1,500平方メートルで美郷雪華を栽培しておりますが、今後栽培農家及び栽培面積を増やす方向で取り組んでおり、企業との連携の下、こうした展開で産業振興及び観光振興につなげてまいりたいと存じます。

加えて、株式会社テクノブルとは、美郷雪華のほかにエイジツとセンブリについても取り組むこととしており、今後研修会の開催等により取り組む農家を拡大していくことで活用用途の拡大並びに栽培作目の増加によって産業振興に資してまいりたいと考えております。

なお、美郷雪華については、小川香料株式会社を通じて商品発表会を今年度2回開催しましたが、今後も新商品が発表される際には、できる範囲で町と商品発表会を行うようお願いしており、商品を通じた観光振興、ひいては生産振興にもつながるものと期待しているところです。

次に、町民参加型の交流事業についてですが、これまでの町民参加型の交流は、日本航空株式会社との取組で展開してきております。平成25年の連携協定締結以降、町民が参加可能な取組は延べ70件で、これらの取組には約1,140人が参加してきております。

こうした交流を通じ、次の展開につながる人的なつながりができることが望ましいと存じますので、引き続き日本航空株式会社との連携を軸とし、各般の取組を展開してまいりたいと考えております。

新たな企画内容については今後の調整となりますが、基本的な考え方としては、都市農村交流を下地に置いた認識で、農作業体験を通じて日本航空社員と農業者が交流を図り、今後の取組拡大に関するヒントや方向性を模索していきたいほか、そうした農作業体験に連携大学の学生や町内企業社員等も参画できないかを検討し、交流の幅を広げることで新たな人の流れの創出につなげてまいりたいと存じます。

次に、都市農村交流の推進についてです。

町では美郷町都市農村交流推進協議会が実施する農家民泊や農作業体験の受入れを支援して、都市農村交流の推進を図っております。

また、千畑小学校と仙南小学校の児童が東京都内の御田小学校、千駄木小学校の児童とそれぞれ相互訪問交流しており、本町に訪問された際には、ホームステイや野菜の収穫体験等を通じて農村への理解を深めていただいているところです。

ご質問の農作業体験の受入れ人数の増加などについてですが、まずは、受入れ農家の維持拡大を図るため、今後は協議会会員からお知り合いの方に入会を呼びかけていただき、受入れ農家の掘り起こしを図ってまいります。

また、町でも来町された方に都市農村交流について積極的に情報提供していくことで、受入れ農家の増加につなげていきたいと考えております。

なお、新たに、農作業体験と併せて農家民泊に取り組みたい農家に対しては、国、県の補助事業を活用して、施設整備等に対する支援を講じ、農家負担の軽減を図りながら取組農家の育成を図ってまいりたいと存じます。

また、先ほど答弁したとおり、日本航空株式会社の社員を対象としたボランティア活動に農作業体験を組み入れた企画を検討するなど、受入れ人数の増加も図ってまいります。

なお、農作業体験については、受入れ能力と希望人数のミスマッチについて、美郷町のみならず大仙市や仙北市でも同様の課題を抱えており、両市と広域的に連携することで受入れ人数を分担し、できる限りご要望に対応することで受入れ人数の増加につなげてまいりたいと考えております。

そのほか、あきた美郷づくり株式会社が実施する登録料に応じて米や漬物等の町内農産物等を提供するふるさとオーナー事業について、これまでは、東京都大田区を中心に事業をPRしていましたが、今後は御田小学校や千駄木小学校、本町が交流している企業、団体にもPRし、美郷町の農産物や農産加工品など、食の魅力を通じて農作業体験への興味喚起につなげてまいりたいと存じます。

こうした取組を通じ、少しでも都市農村交流の幅を拡大していき、ひいては本町への移住、さらには町外からの就農などにもつなげてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 次に、教育長は登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） 国際教育、交流の促進についてお答えいたします。

小中学校では、外国語教育の推進と充実を図るために町独自にALTを3名配置し、さらに小学校には県教育委員会より英語専科教員が1名加配されて授業を進めております。

小学校では県の意識調査で外国語が好きと答えた児童が県平均を上回る傾向が見られます。

今後小中学校どの学年でも好結果が得られるよう、努めてまいります。

国際教養大学との相互交流ですが、こども園では各種行事を通じた留学生との交流、小学校では交流とともに、外国語による表現力を高めることを狙いとして行っております。

小学校アンケートでは、「他の国の文化や生活を知り、関心を高めることができたか」の問いに肯定的に捉えている児童が98%を超えております。

大変有意義な活動と捉えておりますので、中学校にも交流を進めてまいります。

また、本町ではタイ王国との中学生交流事業を進めております。昨年度に事業を再開し、今年8月には美郷中生12名がアニュラチャ・プラシット・スクールで生徒たちと交流し、ホームステイを通じて言語、風習、文化に触れることができました。

現地での美郷中生の会話は、ほとんど全て英語で行われていました。来週タイ王国から生徒12名が本町を訪問し、美郷中生や地域の方々と交流を行う予定です。

授業への参加をはじめ、集会活動、体験活動などに参加し、多くの生徒と英語を介して交流を深める計画です。

さらに、今年度は1泊のホームステイを実施することにより、生徒の家族や地域の方々ともより一層交流を深めることができるものと期待しているところです。

議員より町民や留学生を巻き込んだ交流事業の提案がございましたが、まずは、現在取り組んでいる外国語教育や国際教養大学留学生との交流、タイ王国との交流など、特色ある事業のより一層の充実に努めたいと思います。

なお、他の地域での参考となるような取組状況については、引き続き注目していきたいと考えております。

次に、芸術文化交流の促進についてお答えします。

町では第3次総合計画及び第5次社会教育推進計画を踏まえ、友好交流自治体との交流を通じて町芸術文化活動の活性化を図ることを目的とし、令和4年度より実施の芸術文化交流促進事業を計画いたしましたが、新型コロナの影響から、事業を実施するまでには至りませんでした。

その後、大田区立郷土博物館の学芸員と大田区の芸術文化団体の作品展示ができないか協議し、今年度の美郷フェスタ文化展において、大田区「大森麦わら細工の会」が復元した麦わら細工14点を展示することができました。

来場者からも高い関心を持って鑑賞いただくことができ、芸術作品を通じた交流自治体との新たな交流の機会となりました。

今後も情報収集や意見交換を図りながら、他交流自治体の各団体、サークルとの交流に向けて取り組みたいと考えております。

また、議員ご指摘の交流自治体だけではなく、先進的な取組をしている団体との交流についてですが、このような取組は、芸術文化団体にとって刺激と芸能技術の向上につながり、今後の団体活動の活性化や継続の動機となると認識しております。

交流自治体との芸術文化団体等の交流については、町の「菖蒲太鼓保存会」と栃木県那珂川町の「那須小川まほろば太鼓」などは、既に自主的にお互いの芸術文化祭等へ参加するなど、交流を重ねております。

そのため、まずは交流自治体との芸術文化交流を図るとともに、交流自治体との交流を希望される際は、団体等の情報提供を行ってまいります。

また、そうした活動に際しましては、生涯学習団体等バス借り上げ助成金制度を積極的に活用いただき、関係団体との情報共有を図りながら、各団体の相互交流が自主的に行うことができるよう、引き続き支援し、町の芸術文化交流を促進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武議員の再質問を許可いたします。

なお、質問の相手方を述べてから再質問をお願いします。

○6番（高橋邦武） 町長に対していたします。

企業等交流の関係でございますが、やはり産業振興ということにつなげるのが重要であると思っております。しかし、口で言うほど簡単ではないということも認識しているところであります。

今県で洋上風力発電を中心とした再生可能エネルギーの拡大に向けた取組を進めているところでございますが、この中で、沿岸部だけではなくて内陸部にも地域振興策の恩恵が還元されることを

期待する声がございます。

事実、大館市等で受注ですとか、商品開発、販路開拓する連携共同というものが生まれているところでもあります。

同じように、我が町におきましても、連携企業交流によりまして、産業振興が新たにできる、創出をされる、あるいは拡大されることを期待する町民が多くおります。

これは、町民ですとか町内企業に波及する有益な経済効果が出てくることを意味していると思いますが、最近エネルギーですとか、原材料等の価格の高騰によりまして、厳しい状況となる法人が増えております。特に、製造業の業績に影響を与えているということで、雇用の不安も高まっておりますので、内外に情報発信できる明るい事例が増えるといいなと思っているところでもあります。

それから、異業種交流ですとか、異文化交流によりまして、新たな事業が生まれるということも期待されることでありまして、経済効果や地域活性化につながる交流の取組が必要ではないかというように思います。

町長には、つながりが生まれる交流を創出いたしまして、拡大することによって地域経済の活性化に向けました、これからの展開あるいは展望につきましてご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

美郷町が連携協定を結んでいる企業それぞれの主となる事業を展開しながら、それ以外にも幅広く事業を展開していることは議員もご承知のとおりだと思います。

現在のところ、それぞれの企業と美郷町は1つの目的を持って連携協定を結び、その目的に合致するような展開をしておりますが、連携企業が幅広い事業を展開することを踏まえますと、その主目的以外にも町としても交流の幅を広げることが肝要かと存じ、来年度以降そうした取組も意識して取り組んでいく下地をつくっているところですので、まずは、さらにほかの企業との連携ということではなく、現在連携している企業との交流の幅を広げることによって、町内産業であったり、あるいは異業種との交流による新たな展開につながるように努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで6番、高橋邦武議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇鈴木正洋議員

○議長（森元淑雄） 次に、3番、鈴木正洋議員の一般質問を許可いたします。鈴木正洋議員は登壇

願います。

(3番 鈴木正洋議員 登壇)

○3番(鈴木正洋) 通告に基づきまして一般質問をいたします。

1問目は、自治会の活動力向上についてです。

本題に入る前に、まずは行政区と自治会の定義の確認から始めさせていただきます。

行政区は、地域を一定の範囲を区切った区画のことで、居住する住所、地番によって一意に決まるものです。簡単に言えば行政が決めた区域です。自治会は、一定の区域内に住む住民たちが設置した地域を維持する団体のことです。町内会や部落会など、名称はいろいろありますが、住民が自由意思に基づいて加入する任意団体のことです。

行政区と自治会は違う意味の言葉ですが、美郷町の場合、行政区1つに自治会1つが設置されていることがあるため、両者は同義語として使われることが多くなります。

この自治会の活動が今後は成り立たなくなるのではないかと不安視されています。人口減少や高齢化、独居世帯の増加などの理由により活動の担い手が不足していると言われていています。

今年春に「大館市の2町内会が解散」と県内マスコミが報じたことは記憶に新しいところです。最近では、加入率の低下という現象が六郷町部でも見られるようになりました。そもそも自治会が何のために存在しているのか理解の及ばない人が増えていると感じます。自治会の活動力低下は、福祉や防犯、防災、除雪などの面で住民同士が協力し合う共助力の低下につながり、行政サービスの提供にも支障を来します。

そういったことから、自治会の活動を行政が主体的に支援する事例が最近では増えています。

自治会への加入を規定する条例が全国の20を超える自治体で制定されています。都市部だけではなく、地方の小規模自治体にも広がっており、北海道倶知安町は「地域住民は、地域の一員であることを理解し、地域で安心して快適に暮らすために町内会等が重要な役割を担っていることを理解し、町内会への加入及びその活動へ積極的、かつ主体的に参加するものとする」と条例にうたっています。

また、条例はなくとも、自治体に入りましようとして啓発に力を入れている自治体もあります。県内では秋田市と由利本荘市です。自治会の役割などがホームページ上にまとめられており、活動の参考となるマニュアルや加入者を募集するチラシのひな形なども提供されています。

前述した倶知安町は、町の転入者に「お住まいの地区には〇〇自治会があります。連絡先は〇〇です」と書かれたパンフレットを役場窓口が渡すことも行っています。

美郷町は、行政協力員の負担軽減を目的に、緑の羽根の募金などを依頼しないことにしたほか、

廃棄物を減らすなどの改善に取り組んできました。今後は、秋田市や俱知安町などを範として、自治会の活動促進マニュアルを作成するなど、活動力を高めていくための支援策を講じるべきだと考えますが、ご見解をお伺いします。

それに関連し、現在は118ある行政区の再編について、町のほうから積極的な働きかけを行っていくべきと考えますが、それについてのご見解もお伺いします。

前回の再編からもうすぐ20年。区域等の見直しをする作業が必要な時期ではないでしょうか。まずは、極小行政区の統合促進です。自主防災組織の設置状況などを見ると、世帯数の少ない行政区は自治会の活動力が高いとは言えない状況です。小さな区域の小さな自治会では活動にも限界があります。20世帯を下回るような行政区には、隣接する行政区との統合を進めていくべきと考えます。

行政区と自治会の関係が1対1であることにこだわらず、統合して大きくなった行政区の中に複数自治会があつて、連携する形を取ってもよいのではないのでしょうか。

議会の教育民生常任委員会が視察した岡山県美咲町は、ある程度の人口規模がないと住民自治は機能しないということから、小さな自治会がグループを組む小規模多機能自治という方法で活動力を高めていました。

また、行政区を再編する際には、自治会への所属の実態などを踏まえ、境界を微調整することも必要と考えます。行政区Aに住んでいながら、隣の自治会Bに加入していることが住宅地ではよく見られます。六郷地区では、行政区の境界近くにある家はどちらの自治会に加入してもよいという説が流れています。行政区の世帯数に応じた補助金が町から支給されていること、災害発生時の人数確認などを考えれば、自分の家がある行政区の自治会に所属するのが通常の形だと伝えていく必要があります。境界は、誰が見ても分かりやすい場所であることが理想だと思います。

以上、自治会の活動力向上の支援と行政区の再編についてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の行政区についてですが、町民が組織する既存の自治会や町内会、集落会など、支援に基づく地域組織を基とし、基本的に従前からの活動に支障が生じないように配慮した区域としております。

そのため、美郷町誕生後の行政区統合で誕生した行政区以外では従前の地域組織を継続しているケースが大部分を占めております。

なお、行政区を統合しているところにおいては、1つの行政区に複数を地域組織が存在している

ケースもあるところです。

こういった状況の下での地域組織の活動力向上の支援についてです。これまで転入届出の際に職員が該当行政区を口頭でお伝えしておりましたが、議員ご紹介の他自治体の取組を踏まえ、転入者及び地域組織から同意が得られれば転入届出の窓口において地域組織の情報もお知らせするとともに、転入者情報を地域組織にもお知らせすることも検討してまいりたいと存じます。

また、地域組織を包含する行政区の円滑な活動を支援する行政区活動支援交付金、行政区の活動拠点の整備を支援する地域活動拠点整備事業費補助金、行政区あるいは地域組織等が自主的に行う活力ある地域づくり活動を支援する活力ある地域づくり事業費補助金については、今後も実施を継続し、地域組織の地域活動活発化を支援してまいります。

また、地域組織等の相談先として、地域コミュニティサポート窓口を企画財政課に設置しており、こうした取組を継続することで地域組織の活動力向上の支援に努めてまいります。

行政区の再編についてですが、平成18年4月に143あった行政区は、現在118行政区に再編されております。今後の行政区の再編の取組については、それぞれの行政区の考え方や地域事情にも配慮が必要と考えており、令和2年3月の町議会定例会一般質問にて答弁したとおり、町の積極的な働きかけではなく、各行政区の事情を踏まえた自発性を尊重するとともに、必要な場合は私ども行政が調整を担うという考え方が望ましいものと認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋議員の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋） 自治会の活動力向上のためのマニュアル、自治会活動促進マニュアルの作成などについては、どのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域組織は、先ほど言いましたとおり、主体的にその地域の組織内で様々な活動を定義し、また展開しております。そこに行政機関が1つの指針になるような、あるいは1つの考え方を固定するようなマニュアルを出すことの功と罪、両方あるものと存じます。

したがって、現段階では美郷町としてはそのマニュアル作成は考えておりません。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋） 続いての質問は、六郷高校への支援策についてです。

令和3年6月と令和5年6月の定例会で六郷高校への支援策について一般質問をしました。その際に、どのような支援が望ましいか見極め、考えていきたいという答弁をいただきました。

秋田県教育委員会が策定を進めている第8次県高校総合整備計画の素案には、六郷高校は教育効果や入学者数の推移を見極めながら、今後の方向性について検討していくとあります。

今後も入学者の減少が続けば、地域校化、さらには他校との統合も考えられます。高校がなくなれば人口減少が加速し、地域の衰退へとつながります。

島根県立隠岐島前高校の魅力化を進めた岩本 悠氏は、高校は県立でも町当局を含めた地域総がかりでの取組が必要と述べています。

六郷高校の存続に向けた支援策について、今回はこれまでの提言に対する確認を中心にお聞きしていきます。

まずは、給食の提供についてです。

県立の高校では、羽後高校が給食を提供しています。前回の一般質問では、課題の解決について調査研究をしたいという答弁をいただきましたが、その後どのような判断となったのかお伺いします。

続いて、「地域みらい留学」についてです。

内閣府が進める高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業を活用し、「地域みらい留学」に取り組むところが増えていきます。

動きの遅かった秋田県もようやく男鹿海洋高校が取組を始めました。早く始めたところでは、1学年20人以上の留学生を集めている高校もあります。高校3年間を対象期間とする「地域みらい留学」のほか、2年生のときだけ留学する「地域みらい留学365」もあります。

六郷高校の場合、伝統行事や自転車競技など、地域にある資源を有効に活用すれば、都会育ちの生徒たちに得がたい体験を提供することができます。地元の生徒たちにとっても、異なった背景を持つ生徒たちとの交わりはよい刺激となります。

留学生の募集には東京の大田区や御田小などとのつながりも活用できそうです。

内閣府の資料によると、事業に関わる費用は、補助金による支援が受けられます。可能性が感じられる「地域みらい留学」に取り組む考えはあるのかお伺いします。

3つ目は、六郷高校魅力化支援員（仮称）の配置についてです。

にかほ市は仁賀保高校の存続に向けた専属のコーディネーターを配置することを決めました。六郷高校でも学校の魅力を高め、その成果を広く発信し、生徒の募集につなげていく実行力を持った

支援員が必要と考えますが、見解をお伺いします。

最後にお聞きしたいのは、県立から町立への移管に関する調査研究です。

北海道では町立高校は珍しい存在ではありません。生徒募集に難儀していた道立高校が町立、市立への移管を機に入学者を増やした例もあります。学校運営の自主性が高まり、独自事業に取り組みやすくなります。財政面についても教職員の人件費は、交付税による措置が受けられます。

県立高校から町立高校への移管についても調査研究すべき重要なテーマだと考えますが、ご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。教育長は登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） ただいまのご質問にお答えします。

1点目の六郷高校への給食の提供についてですが、昨年6月議会定例会の一般質問において、クリアする課題が多く、今後それらについて調査研究していくとお答えしております。

その後、各方面から情報収集を行いました。まず、現状についてですが、六郷高校の生徒数は136名で、うち美郷町在住者は48名で、割合としては35%となっています。

給食の提供を行っている羽後高校については、全生徒数102名のうち48名、割合としては47%で、約半数が羽後町在住者でした。羽後高校が給食提供に至るまでの経緯といたしましては、令和2年7月に発足した羽後高校の活性化を考える会の中で羽後高校側からの要望があったものと聞いております。

また、給食提供を実現するためには、県立高校側で給食搬入口を設置するための改修工事等が必要になり、その費用負担が生じます。町としても、給食を提供するためのコンテナ等の備品や配送車の購入、食数増加に伴う給食センター調理機器の新設や増設、そして調理員の増員についても必要不可欠であり、現時点で六郷高校への給食提供は考えておりません。

2点目の「地域みらい留学」への取組についてですが、六郷高校の入学者の減少傾向が続く中、全国から高校生が集まるような仕組みづくりと、新たな関係人口の創出に寄与する有用な取組の1つと認識しております。

また、3点目の「（仮称）六郷高校魅力化支援員の配置」についてですが、学校と地域をつなぎ、六郷高校の魅力を高める手だての1つと考えられます。

しかしながら、高校への給食提供も含め、いずれの取組も一義的には六郷高校及び学校設置者である県教育委員会の考え、方針の下に進めていくべきものであると考えます。

現在六郷高校同窓会及び六郷高校では、地域との連携強化と支援の充実を図るため、学校運営協

議会を核とする新たな協議会の設立の準備を進めています。

町といたしましては、この新たな協議会に加わり、持続的な学校活動に資する取組への支援の在り方を検討するとともに、地域社会のニーズに応じた人材の育成及び地域の活力に寄与してまいりたいと考えております。

最後に、六郷高校の県立から町立への移管に関する調査研究についてですが、現在県教育委員会で策定が進められている第8次秋田県高等学校総合整備計画において、県立高校の市町村移管についての考えは盛り込まれておらず、高校運営に係る施設の維持管理費及び交付税措置を超える分の教職員人件費等の財政負担を考えますと、調査研究も含め、高校の町立化は考えておりません。

しかしながら、議員ご指摘のように、全国の中には移管した事例もあるとのことですので、今後の全国的な広がり注目してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで3番、鈴木正洋議員の一般質問を終わります。

一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時59分）

---

（午前11時10分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

---

#### ◇長谷川 幸子 議員

○議長（森元淑雄） 次に、14番、長谷川幸子議員の一般質問を許可いたします。長谷川幸子議員は登壇願います。

（14番 長谷川幸子議員 登壇）

○14番（長谷川幸子） 通告に基づいて一般質問いたします。

女性のがんの対策について。

はじめに、乳がん検診についてお伺いします。

国立研究開発法人国立がん研究センターの2020年の統計によると、女性のがん罹患数第1位は乳がんです。その数9万1,531人で、女性の9人に1人が罹患する数とのこと。ほかの病気と同様に、検診などで早期発見し、治療すれば乳がんで亡くなることは防ぐことができます。乳がん検

診には、マンモグラフィーと呼ばれる乳房レントゲン検査が一般的で、当町においても40歳以上で偶数年齢の女性が自己負担1,500円で受けることができます。これは、早朝総合健診で受けられます。この検診は、乳房を片方ずつプラスチックの板で挟んで撮影することで、小さいしこりや石灰化を見つける乳房専用のX線検査です。乳房を圧迫して薄く伸ばすことで乳腺が広がり、少ない放射線により鮮明に病変が観察できます。

圧迫時間は数十秒ほどですが、痛みを感じる人も少なくありません。私も検査で痛みを感じました。ほかに超音波検査などがありますが、最近注目されているのは、無痛MRI乳がん検診という検査です。MRI検査なので、痛くはないのはもちろん、胸を見られる心配もありません。マンモグラフィー検査と違い、被曝ゼロです。マンモグラフィー検査の乳がん発見率は1,000人中3人に対して、無痛MRI乳がん検診では1,000人中15人見つかるそうです。

また、片方の乳房を切除し、挿入物を入れている方や豊胸手術をされた方など、マンモグラフィー検査が受けられない方もこの検診で対応できるそうです。

このように、MRI乳がん検診はメリットが大きい検査ですが、受診できるのは、秋田県内では秋田市の中通総合病院と仙北市立角館総合病院の2か所しかありません。

また、検査費用も比較的高額で、中通総合病院では税込み1万9,800円、角館総合病院では税込み2万2,000円となっています。

仙北市では、市民が無痛MRI検診を受ける際には半額の助成制度があるそうです。角館総合病院では令和5年8月から実施され、令和5年度の利用者は18人、内訳は仙北市14人、大仙市3人、秋田市1人で、令和6年度は既に20人を超え、他市や県外からも利用されている状況とのことです。

そこで、1点目の質問ですが、私は本町の乳がん検診の選択肢の1つにこの無痛MRI乳がん検診も加えるべきと考えておりますが、実施のお考えはあるでしょうか。

また、実施する場合、仙北市の助成金と同等までとはいかないまでも、本町のマンモグラフィー検査への助成と同額程度の補助ができないものかお伺いします。

次に、2点目の質問として、子宮頸がんワクチンのキャッチアップについてお伺いします。

第64回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で議論が行われ、今年度末で終了予定だったキャッチアップ接種について、令和7年3月末までに1回以上接種した者を対象として、接種期間を最大1年間延長する経過措置を設けるとしました。

また、経過措置の対象について、キャッチアップ接種の対象者、平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子に加え、令和6年度が定期接種の最終年度である者、平成20年度生まれの女子も対

象とするとなりました。

このことに対する周知、広報については、自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容についてできるだけ速やかに情報提供を行う必要があるとし、また、対象者が接種について検討、判断できるよう、経過措置の内容と合わせてワクチンの有効性、安全性についても引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であるとしています。

今後の接種スケジュールなどについて、速やかな情報提供を行うべきと考えますが、どのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、町の乳がん検診についてですが、例年春の早朝総合健診において、ほかのがん検診などと一緒に受診できるようにしており、春の健診で受診しなかった場合には、秋の追加健診日を設けております。また、年度末年齢が41歳から45歳までの方には無料クーポン券を発行し、随時医療機関での受診も可能としているところです。

その検診費用についてですが、年齢により検査方法も異なり、また、医療機関によっても料金に違いがありますが、令和6年度においては、4,840円から7,260円となっております。

その自己負担額ですが、生活保護受給世帯や無料クーポン券対象は負担なし、それ以外の方は、議員がご説明のとおり、一律1,500円としております。その差額は町が助成しており、令和5年度は861人が受診しております。

乳がん検診の方法は、問診のほかマンモグラフィーと呼ばれる乳房X線検査により行っており、国の指針を踏まえ、40歳以上の方を対象に、検診間隔2年に1度マンモグラフィーによる検診を推奨しております。

その検診で発見された疑わしい症例の精密検査では、MRI検査が有効であるという研究報告がある一方、無痛MRI乳がん検診については、まだ検査例が少ないためか、死亡率減少効果は現状では明らかではないという見解を示す資料もあり、町としては、専門家のご意見を伺うなどし、無痛MRI検査に関する情報を集めた上で確認するとともに、国の指針も踏まえながら、今後乳がん検診の選択肢に加えることがよいかどうか検討してまいります。

次に、HPVワクチンのキャッチアップ接種についてですが、誕生日が1997年4月2日から2008年4月1日の女性で過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方を対象に、2022年4月から2025年3月の3年間公費で接種できる取組となっております。

町のキャッチアップ接種の状況ですが、10月末時点で対象者が556人、接種された方が338人、このうち接種完了していない方が131人、未接種の方は218人となっております。

キャッチアップ接種の期間終了後の取扱いについてですが、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において議論が行われ、期間中に1回以上接種されている方については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるなどの経過措置を設けるほか、周知、広報についても重要であるとする結論が出されております。

今後については、この方針の下、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会を経て、予防接種法施行令を改正し、令和7年4月1日から施行する予定となっております。

その対応に関する今後のスケジュール及び周知、広報等については、12月中に開催予定の自治体説明会で国から示されるとのことですので、町ではその内容に従い、適切な対応を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子議員の再質問を許可いたします。

○14番（長谷川幸子） 質問ではありませんが、このキャッチアップの件についてですけれども、周知、広報ということで、町広報やホームページでという周知の方法があると思いますが、ぜひ個別に対応していただければということ要望して質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森元淑雄） 質問ではありませんか。（「はい」の声あり）

これで14番、長谷川幸子議員の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

明日12日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時21分）